12. 管理運営

1　教授会

（教　授　会）
Ａ群　　教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性
Ｂ群　　学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
Ｂ群　　学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性
（評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関）
Ｂ群　　評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性
（管理運営への学外有識者の関与）
Ｃ群　　国立大学における運営諮問会議の開設状況とその運用の適切性
Ｃ群　　公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

【2006 年度の評価にもとづく課題・改善方策】

現行の「教授会運営規程」の改正手続きを 2007 年度中には行い、実態と制度の間の齟齬を解消する。

全学の常設委員会の再編成と教員役職者構成の再編を内容とする教学組織の改革を 2007 年度中に決定し、2008 年度から執行する。

2　学長・学部長の権限と選任手続き

Ａ群　　学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性
Ｂ群　　学長権限の内容とその行使の適切性
Ｂ群　　学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性
Ｂ群　　学部長権限の内容とその行使の適切性
Ｃ群　　学長補佐体制の構成と活動の適切性
Ｃ群　　個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

【2006 年度の評価と課題・改善方策】

学長は規程化された選挙手続きによって全学の教職員の選挙によって候補者が選出され、その結果を尊重して理事会において決定される。所属職員を統督する（学校教育法第 58 条）立場の学長候補者を全学の教職員の選挙によって選出する手続きは適切な方法であると評価できる。

学部長選任手続きは規程化されており、学部長候補者を学部所属教員の選挙によって選出する手続きは適切な方法であると評価できる。

学長、学部長の権限については、学則、教授会運営規程、札幌学院大学長の職務、任期及び選任等に関する規程に明示的に規定されており、権限行使は適切に行われている。

【大学基準協会による 2007 年度大学評価結果】
Ⅱ　総　評
三　長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み
１１　管理運営
大学経営や教学組織・人事に関して適切な規程を設けて、学長・学部長・研究科長の選任や、組織の意思決定など管理運営における諸機関の役割分担に関する基本的な考え方を明示しており、適切に管理運営を行っている。

【2008 年度に実施する改善措置・方策】

〔理事会事業計画〕

① 教育改革と学生支援を充実・強化し、かつ本学の研究体制を改革するため 2008 年 4 月、副学長職 1 名と総合研究所長職を新設し、2 年（2008 年～2009 年）にわたる段階的な大学運営組織の改革を行う。

② 2008 年度、学長は、副学長の協力を得て、校務分掌の整理を含む大学運営組織改革に取り組み、2009 年 4 月、大学運営体制の改革を実施する。主要な検討項目は、校務分掌の見直しと整理統合、委員の選出方法や任期の再検討を行い、委員会方式を中心に営まれてきた本学の運営組織を改革する。

③　副学長は、学長を補佐すると共に、学士課程及び修士課程教育の見直し、初年次教育改革、休退学除籍への対応等の改革の推進にあたる。

〔大学事業計画〕

①　大学運営体制の改革（含む教授会運営規程等の整備）

(1) 教授会運営に関わる諸規程等の整備

(2) 校務分掌、委員会組織の見直しも含め大学運営体制の改革を図る。

3　意思決定

B群　大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【2006 年度の評価と課題・改善方策】

2005 年 4 月 1 日に「私立学校法の一部改正する法律」が施行された。今回の法改正の主要な点は、①理事の選任・解任に関する手続き及び理事会業務の責任主体を明確にすること、②監事の選任手続きを明確にすると同時に監事職務の拡大を図ることにあった。本学園は学校法人における理事会の経営責任を明確にし、経営内容の透明性とガバナンスの向上を図るために 2006 年 12 月に寄附行為の変更を行った。こうした改定は、大学に対する社会的責務に応えられる体制づくりを目指すものである。業務監査については監事による監査に加え、2007 年度中に内部監査に係わる規程化を図り内部監査室を設置することが予定されている。

日常的な業務の審議決定を任務とする常任理事会は、ほぼ隔週定例で開催されており、常任理事会の中では、各理事によって課題が分担され、適時に進捗状況の報告と課題の提起がされている。3 名の常務理事は全て兼務体制となっている。他の業務負担を減らし、理事としての業務に専念できる時間の確保と業務執行を支援する事務的な体制充実が課題である。

本学園では教職員の中から一定の範囲において理事、評議員の候補者を選出する制度を有している。また、教職員から選出された評議員による教職員評議員会を設けている。近年の大学を取り巻く競争的な環境の下で、教職員が主体となって課題に取り組むことが求められている。本学の管理運営の考え方とそれに基づく制度について教職員に周知を図りあるいは研修の機会を設け、学園の重要課題について教職員がより一層の自覚と責任感を持つような意識改革が課題である。

【2008 年度に実施する改善措置・方策】

〔理事会事業計画〕

①　ガバナンス機能を強化するため、常務理事の専従化が課題である。また、理事職に専念する職員理事若しくは執行役員制度を採り入れることも課題である。

②　2007 年５月に設置された内部監査室は、業務監査とリスクマネジメントで中核的役割を果たす。今後、広報担当理事のほかに、ガバナンスの一環としてのコンプライアンスとリスク管理及び情報公開を担当する理事又は執行役員を置く。

4　教学組織と学校法人理事会との関係

A群　教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【2006 年度の評価と課題・改善方策】

学長が常任理事会の構成員となることにより、教学組織と理事会との政策的な推進役として制度上位置づけられ、大学の事業計画実現のための諸条件の整備のために発言し行動するという長所が生まれた。

学園政策会議の設置によって、教学組織の相対的自律性を認めたうえで理事会と意思決定上の調整を図ることが可能となったことは評価できる。学園政策会議についての規程が整備されていなかったため、「学園政策会議運営規程」を新たに制定した。

【大学基準協会による 2007 年度大学評価結果】
Ⅱ　総　評
三　長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み
１１　管理運営
また、学長が常任理事会の構成員となり、教学組織と理事会の政策的な推進役として、貴大学の事業計画実現のために発言し行動することができる制度は評価できる。

【2008 年度に実施する改善措置・方策】
〔理事会事業計画〕
① 「学園政策会議」は、『2007 年度点検・評価報告書』が謳った本学「中期計画」の策定、新学部・学科創設に向けての企画・検討・作業を行う。
② 理事会の次期（2011 年）改選に向け、理事会業務の継続性、学外理事の選出方法や任期、上限年齢の問題等について早急に検討する。

5　大学院の管理運営体制

Ａ群　大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性
Ｂ群　大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性
Ｂ群　大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【大学基準協会による 2007 年度大学評価結果】
Ⅱ　総　評
三　長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み
１１　管理運営
大学経営や教学組織・人事に関して適切な規程を設けて、学長・学部長・研究科長の選任や、組織の意思決定など管理運営における諸機関の役割分担に関する基本的な考え方を明示しており、適切に管理運営を行っている。